

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋に代わる代替家屋を取得した方へ
《被災代替家屋に対する固定資産税等の特例措置》

1 概要

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者が、被災家屋に代わる家屋を令和8年3月31日までの間に取得又は改築した場合は、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

2 被災家屋の要件

被災家屋は、被災証明における程度が半壊以上の家屋で、取壊し又は売買等の譲渡されていることが要件となります。

3 被災代替家屋の要件

- (1) 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得した家屋で、当該被災家屋に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 被災代替家屋は、原則として被災家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。

4 特例対象者

- (1) 平成23年1月1日における被災家屋の所有者
(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋に(1)と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

5 減額の計算方法

$$[\text{控除額}] = \text{代替家屋の税額} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \left[\frac{1}{2} \quad \text{又は} \quad \frac{1}{3} \right]$$

※代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合が、1を超える場合は1となります。

※最初の4年度分2分の1、その後2年度分3分の1となります。

※新築住宅特例等の適用がある場合は適用後の税額に適用となります。

6 申告書等の提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例適用申告書
→ (様式第2号)
- (2) 当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
→ (り災証明書等)
- (3) 被災家屋が存したことを証する書類
→ (平成23年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書等)
- (4) 被災家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類
→ (不動産登記事項証明書、売買契約書、建築確認申請書等)
- (5) 被災家屋処分未了の場合は、処分の申立書
→ (様式第5号)
- (6) 納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係を示すもの
→ (戸籍謄本等)
- (7) 合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示すもの
→ (法人の登記事項証明書)

※ 上記添付書類は写しでも可

※ り災証明書、平成23年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書等で、久喜市資産税課において確認できるものは、添付を省略することができます。

7 問い合わせ先

久喜市役所資産税課